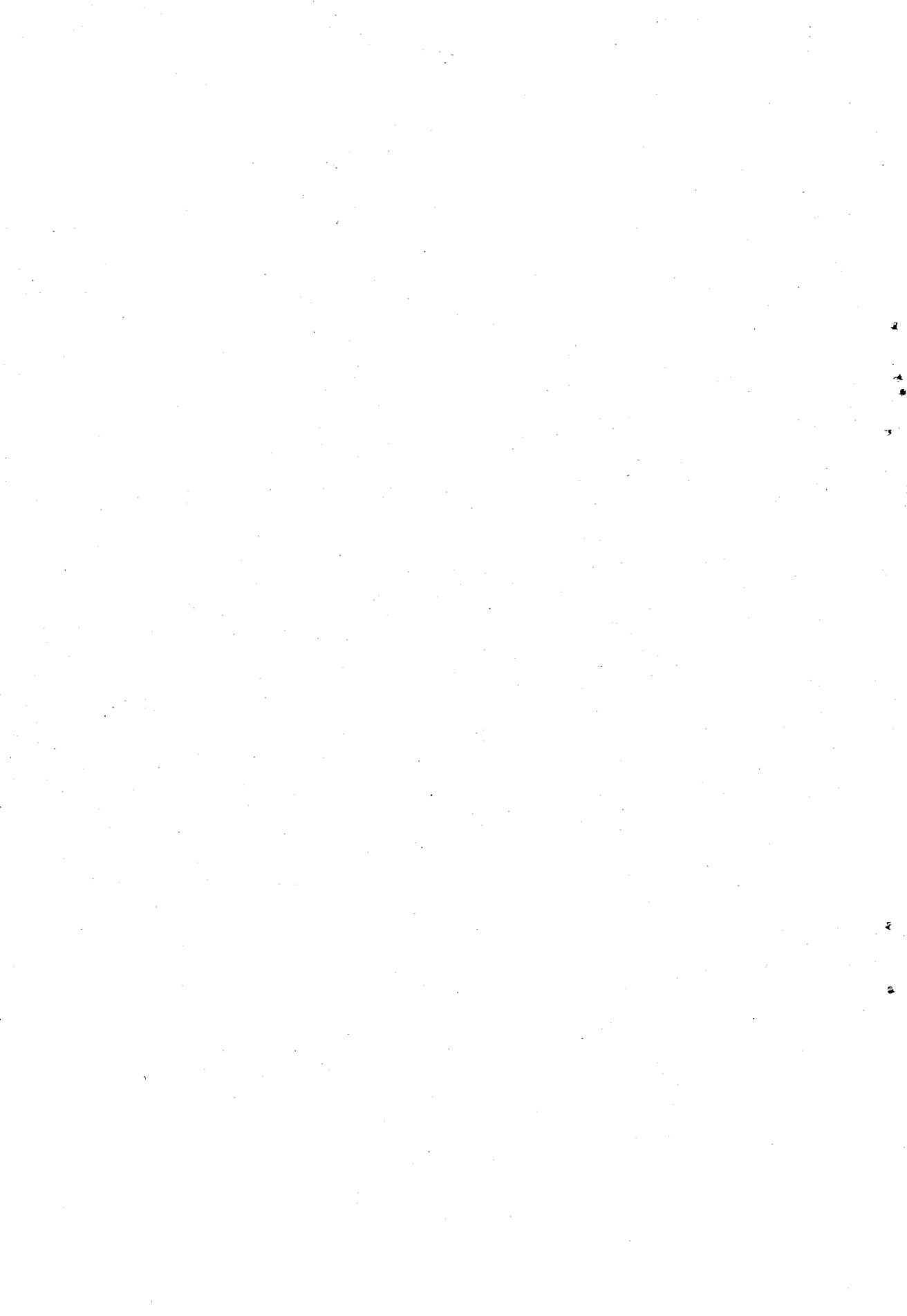


建設

1	都	市	計	画	207
2	建	築	指	導	215
3	公	園	緑	地	217
4	都	市	開	発	219
5	河			川	222
6	下		水	道	223
7	市	営	住	宅	228
8	住	宅	協	会	232
9	道			路	233
10	橋			梁	236



1 都市計画

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同法附則に基づき、大正12年7月当時の市域3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和44年6月新都市計画法が施行されたことにより、46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が決定された。

熊本都市計画区域は、熊本市、西合志町、合志町、菊陽町、益城町、嘉島町、飽田町、天明町、富合町の行政区域の全部及び北部町の行政区域の一部で構成され、昭和56年4月の市街化区域、市街化調整区域の見直しと昭和58年4月の流通業務団地の編入を経て現在、都市計画区域面積は42,479ha、うち市街化区域11,457ha、市街化調整区域31,022haで熊本市はこの区域全体の40.4%(17,173ha)、市街化区域の80.0%(9,167ha)を占め、熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和3年	都市計画道路の決定	
	放射・環状式30路線	延長64,000m
昭和4年	用途地域決定	2,800.5ha
	うち住居地域	1,730.2ha
	商業地域	395.7ha
	工業地域	566.2ha
	未指定	108.4ha
昭和5年	風致地区の決定	1,070.59ha

本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所

さらに昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、現在のよう都市計画法に基づく道路づくりとはほど遠いものであった。しかし、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健車市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生の面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、街路計画を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域、下水道、排水施設、ごみ焼却場、卸売市場等の衛生・清掃施設が決定された。経済の向上、交通網の発達に伴い、市民の持家がさかんになるにつれ、郊外へとスプロール現象があらわれ、これに対処するため都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序なスプロール化を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日で市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しがおこなわれるとともに、昭和58年4月30日には流通業務団地予定地(約53ha)

が市街化区域に編入され市街化区域面積約 9,167 ha 及び市街化調整区域約 8,006 ha となり約 233 ha の市街化区域面積が増加した。また市街化区域内の一団の農地については、土地区画整理事業等を積極的に奨め住民の意志による良好な市街地形成を図ることが考えられている。

市街化区域については、用途地域が設定され、開発許可制度により良好な宅地供給のためとくに中規模以上の土地の開発についての指導を強化している。また、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和 6 年 3 月熊本駅前北地区に高度利用地区を指定している。

(1) 用途地域

ア 熊本都市計画用途地域図(次頁記載)

イ 用途地域の規模

(昭 62.4.1 現在)

区 分	都 市 圏			市 域			市域 / 都市圏	容 積 率	建べ い率	後退 距離
	面 積	構 成 比	全都市圏 面積対比	面 積	構 成 比	全 市 域 面積対比				
第 1 種 住 居 専 用 地 域	1,352 ha	11.8%	3.2%	947 ha	10.3%	5.5%	70.0%	60% 80	30% 40	1.0 m
第 2 種 "	5,809	50.7	13.7	4,558	49.7	26.5	78.5	100 200	50 60	
住 居 地 域	2,185	19.1	5.1	1,756	19.2	10.2	80.4	200	60	
近 隣 商 業 地 域	336	2.9	0.8	318	3.5	1.9	94.6	200 300	80	
商 業 地 域	367	3.2	0.9	367	4.0	2.1	100	400 500 600	80	
準 工 業 地 域	964	8.4	2.3	911	9.9	5.3	94.5	200	60	
工 業 地 域	444	3.9	1.0	310	3.4	1.8	69.8	200	60	
計	11,457	100	27.0	9,167	100	53.3	80.0	-	-	

(2) 高度利用地区

種 類	面 積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に對する する場合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に對する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
		最高限度	最低限度		
高度利用地区 (熊本駅前北地区)	約 0.5	60 / 10 以下	20 / 10 以上	8 / 10 以下	200㎡ 以上

(3) 風致地区

(昭 62.4.1 現在)

名 称	面 積	位 置
花岡山・万日山	約 77 ha	横手 1・2・3 丁目、春日 3・4・5 丁目、春日町、池上町、戸坂町
八景水谷	10	八景水谷 1 丁目
立 田 山	345	清水町大字兎谷、同万石、龍田町上立田、同陳内、黒髪 4・5・6・7・8 丁目
水 前 寺	10	水前寺公園
江 津 湖	238	出水 1・2・3 丁目、江津 1 丁目、健軍 4・5 丁目、湖東 2 丁目、神水本町、広木町、水源 1 丁目、画図町大字下江津
本 妙 寺 山	551	島崎 3・4・5・6 丁目、花園 3・4・6・7 丁目、谷尾崎町
千 金 甲	367	谷尾崎町、池上町、松尾町大字上松尾、同松尾、小島下町
計	1,598	

(4) 都市計画駐車場整備地区

(昭 62.4.1 現在)

位 置	面 積	指 定 年 月 日
市 中 心 街	143.9 ha	昭和 45 年 4 月 10 日

(5) 防火地域及び準防火地域

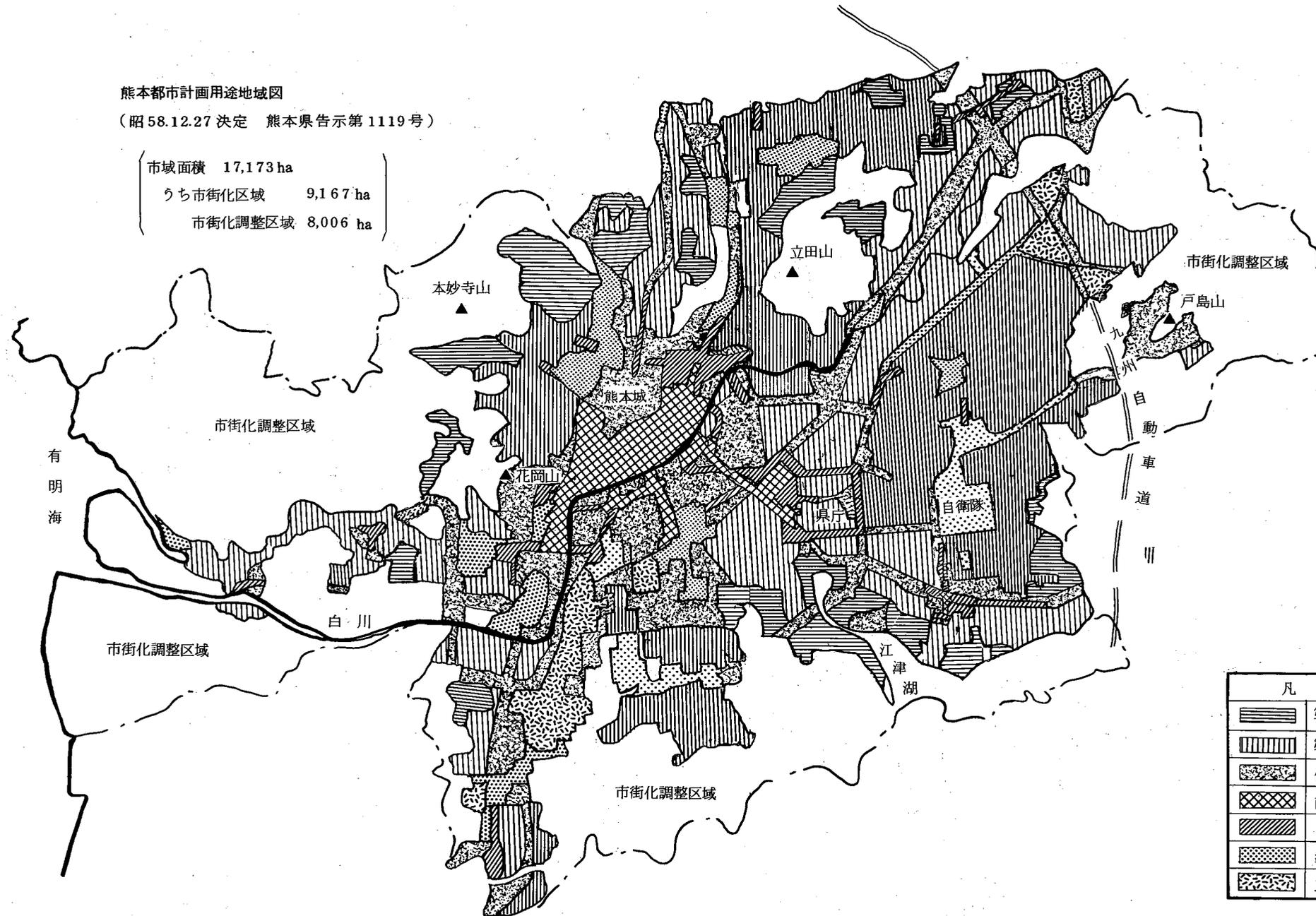
(昭 62.4.1 現在)

地 域 名	面 積
防 火 地 域	95.70 ha
準 防 火 地 域	1,224.86

熊本都市計画用途地域図

(昭58.12.27 決定 熊本県告示第1119号)

市域面積 17,173 ha
 うち市街化区域 9,167 ha
 市街化調整区域 8,006 ha

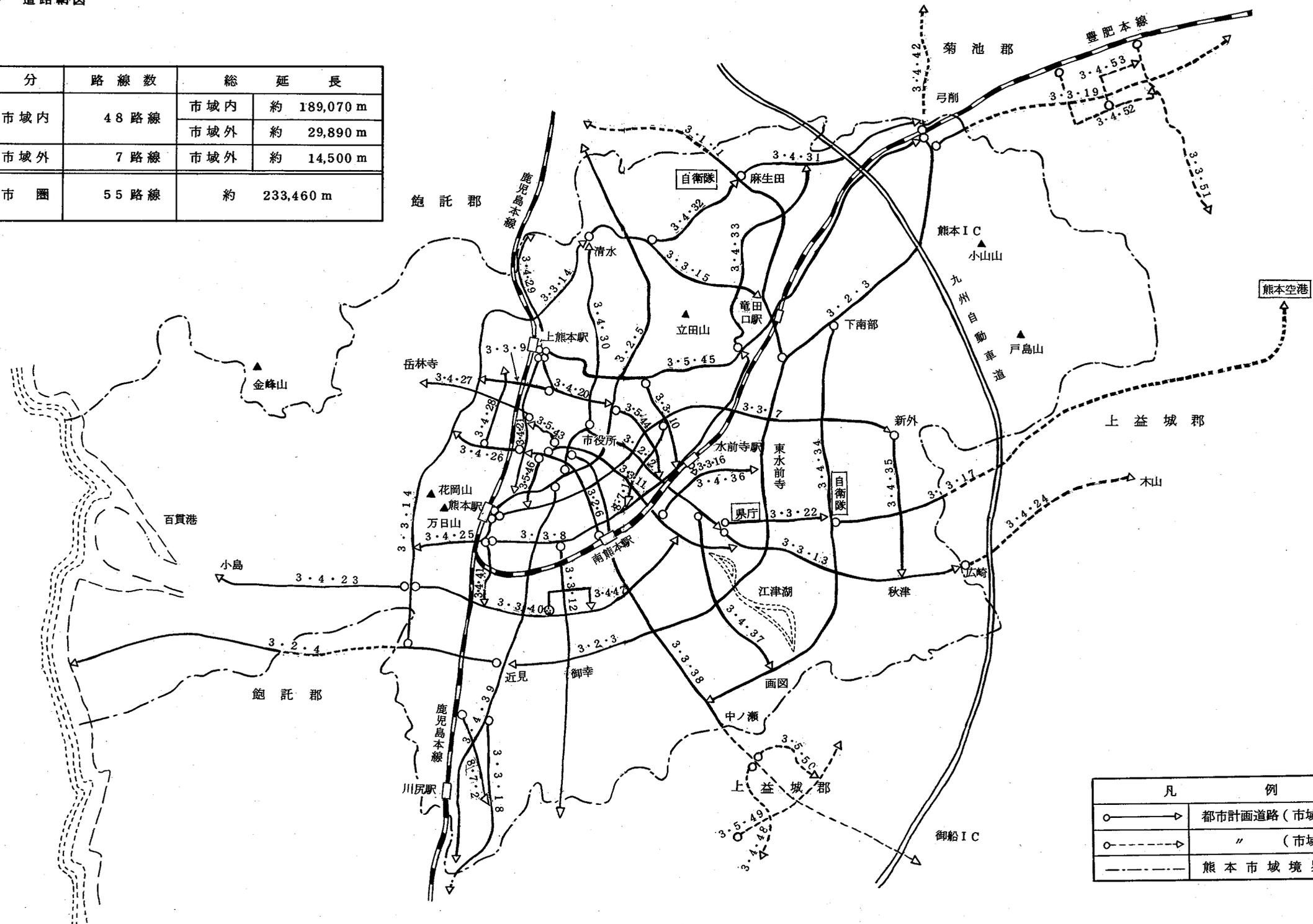


凡 例	
	第1種住居専用地域
	第2種住居専用地域
	住居地域
	商業地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業地域

(6) 都市計画道路 (昭62.4.1現在)

ア 道路網図

区分	路線数	総延長	
		市域内	市域外
熊本市域内	48 路線	市域内	約 189,070 m
		市域外	約 29,890 m
熊本市域外	7 路線	市域外	約 14,500 m
都市圏	55 路線	約 233,460 m	



凡 例	
○——→	都市計画道路(市域内)
○- - - ->	" (市域外)
- - - - -	熊本市域境界線

イ 都市計画道路一覧

道路番号			道路名称	主なる幅員	延長(約)
区分	規模	番号			
3	1	1	新南部～四方寄線	40 ^m	4,780 ^m
3	2	2	新市街～水前寺線	36	4,420
3	2	3	弓削～近見線	36	15,480
3	2	4	近見～沖新線	36	6,390
3	2	5	熊本駅～北部線	30	8,640
3	2	6	南熊本駅～新町線	30	2,010
3	3	7	熊本駅～新外線	22	8,580
3	3	8	二本木～小碓線	22	6,970
3	3	9	池田町～花園線	22	1,520
3	3	10	子飼～新大江線	22	1,870
3	3	11	船場～神水線	25	4,670
3	3	12	本荘～犬刈線	25	5,050
3	3	13	水前寺～秋津線	22	4,950
3	3	14	野口～清水線	25	11,790
3	3	15	清水～竜田線	25	2,820
3	3	16	水前寺駅～西水前寺線	22	180
3	3	17	東町～空港線	22	2,210
3	3	18	南高江～富合線	25	3,070
3	3	19	弓削～原水線	25	490
3	4	20	上熊本～藤崎宮線	20	1,930
3	4	21	上熊本～細工町線	19	2,910
3	3	22	砂取～健軍線	22	2,190
3	4	23	新土河原～小島線	20	3,910
3	4	25	熊本駅～城山線	16	2,070
3	4	26	新町～戸坂線	16	1,720
3	4	27	段山～島崎線	16	2,220
3	4	28	戸坂～本妙寺線	16	1,630
3	4	29	上熊本～法成寺線	16	2,280
3	4	30	手取本町～清水線	16	3,830
3	4	31	麻生田～弓削線	16	3,820
3	4	32	清水町万石～麻生田線	16	2,340
3	4	33	小碓～清水楡木線	16	4,490
3	4	34	下南部～画図線	15	8,930
3	4	35	新外～秋津線	16	2,810
3	4	36	出水町国府～東水前寺線	16	2,280
3	4	37	水前寺～画図線	16	3,600
3	3	38	新市街～御船インター線	25	6,140
3	4	39	長六橋～川尻線	17.5	7,600
3	3	40	新土河原～出水線	25	5,740
3	4	41	二本木～蓮台寺線	16	1,350
3	4	42	大窪～山下線	16	100
3	5	43	桜町～段山線	15	760
3	5	44	南千反畑～大江線	15	1,850
3	5	45	上熊本～弓削線	12	10,570
3	5	46	船場～本山線	12	920
3	4	47	平田～田迎線	16	1,760
8	7	1	新屋敷～長溝線	4	1,550
8	7	2	南高江～元三線	7	1,880
48路線			市域内延長	189,070	

建設

ウ 道路計画及び道路整備の規模別分類

(昭62.4.1現在)

分類 規模別	道路計画決定延長(m)						道路整備改良済延長(m)					
	市街化 区域	比率	市街化 調整区域	比率	合計	比率	市街化 区域	進捗率	市街化 調整区域	進捗率	合計	進捗率
区分規模		%		%		%		%		%		%
3 1	3,470	1.8	1,310	0.7	4,780	2.5	0	0	0	0	0	0
3 2	28,710	15.2	8,230	4.4	36,940	19.6	24,679	86.0	2,487	30.2	27,166	73.5
3 3	58,570	31.0	9,670	5.1	68,240	36.1	30,708	52.4	2,811	29.1	33,519	49.1
3 4	51,870	27.4	9,710	5.1	61,580	32.5	26,364	50.8	2,730	28.1	29,094	47.2
3 5	13,880	7.4	220	0.1	14,100	7.5	1,920	13.8	220	100	2,140	15.2
8 7	3,430	1.8	0	0	3,430	1.8	2,700	78.7	—	—	2,700	78.7
計	159,930	84.6	29,140	15.4	189,070	100	86,371	54.0	8,248	28.3	94,619	50.0

(7) 駅前広場

(昭62.4.1現在)

広場名	面積	摘要
熊本駅前広場	14,800 m ²	都市計画道路3・3・7号 熊本駅～新外線
南熊本 "	3,850	" 3・2・6 南熊本駅～新町線
水前寺 "	2,100	" 3・3・16 水前寺駅～西水前寺線
上熊本 "	3,800	" 3・4・21 上熊本～細工町線

2 建築指導

(1) 建築確認申請状況

種別		年度				
		57	58	59	60	61
申請	一般確認申請	5,469	5,055	4,837	4,583	4,815
	道路指定申請	104	88	66	74	53
	許可申請	33	32	30	42	41
現場検査	住宅公庫中間検査	1,789	1,337	1,358	1,259	1,447
	” 改良検査	404	336	260	200	181
	一般建築竣工検査	1,348	1,123	1,182	1,220	1,015
	昇降機竣工検査	69	89	111	137	110
特申 殊請	計画通知	172	167	155	125	138
	工作物申請	102	110	146	173	155

(2) 建築相談

相談内容		年度				
		57	58	59	60	61
確認申請及び用途変更に関するもの		854	926	800	939	1,101
道路及び敷地の接道に関するもの		637	807	808	683	685
用途地域・建ぺい率・高さの規制に関するもの		650	1,211	901	1,282	1,618
施行令・条例・市建築基準細則に関するもの		178	669	797	1,443	1,516
日照に関するもの		195	184	136	224	311
建築基準法及びその他法令に関するもの		1,597	1,583	1,301	2,184	2,486
計		4,111	5,380	4,743	6,755	7,717

(3) 建築指導パトロール等

ア 定期パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に、東部班・西部班（各3人）で、週2回（火・木曜日）定期的に2校区を単位としてパトロールしている。

イ 建築物防災査察

建築物防災週間（上期9月初旬・下期3月中旬）及び6月・12月・2月に特殊建築物についての防災査察を実施しており、61年度においては、店舗、病院、ホテル46件を査察し、40件を指導している。その他ビル等からの落下物防止の指導等も行っている。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月上旬）の1日間を公開パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

61年度においては、共同住宅及び分譲住宅に重点をおき、54件を調査し、8件の違反を指導している。

(4) 違反建築物取扱件数

(昭和61年度)

違反事項	違反該当法令	違反建築物件数	是正指導中のもの	完結したもの
確認申請手続	法第6条	30件	2件	28件
構造耐力上必要な規制	〃第20条	1	1	
耐火又は簡耐としなければならない建築物	〃第27条			
居室の採光換気についての規制	〃第28条			
道路について	〃第42条			
敷地と道路との関係	〃第43条			
道路内の建築制限	〃第44条	1		1
用途地域内の建築制限	〃第48条			
建ぺい率	〃第53条	5	2	3
建築物の各部分の高さの制限	〃第56条	3	2	1
防火地域内の建築物の規制	〃第61条			
準防火地域内の建築物の規制	〃第62条			
内装制限	令第128条の4 令第129条			
その他		11	5	6
計		51	12	39

(5) 優秀建築物表彰

熊本市では、昭和55年度より市民による美しく住みよい街づくりの推進と建築水準の向上を図る一環として、企画、設計、施工が優れており、都市環境の整備に貢献していると認められる建築物について建築主や設計者、施工者を表彰するとともに銘板を贈ることとしている。(3年毎に実施)

実績 55年度 表彰建築物 6件

58年度 表彰建築物 4件

61年度 表彰建築物 4件

3 公園緑地

わが国では、戦後の急激な都市への人口と産業の集中によって、市街地の過密化や郊外の無秩序な開発がすすめられた。その結果、緑とオープンスペースは著しく減少し、都市の生活環境や景観は悪化しており、住民生活に大きな影響を与えるようになってきている。

この緑とオープンスペースは、潤いのある風致や景観をつくり出し、気温をやわらげ大気を浄化するなど、環境を保全するとともに、身近かな子供の遊び場や、日常のスポーツ、レクリエーションの場所、あるいは散策、休息などを通して自然との触れあいの場所となり、住民の健康の保持と増進に大きな役割をはたし、また災害時には、避難地として役立つばかりか、災害の拡大を防いだり、大気汚染、騒音、振動などの公害を緩和し、住民の生命や財産をまもってくれるものである。今や、「都市」にとって、緑とオープンスペースは、なくてはならないものになってきたと言える。

本市は、「森の都」と語られるほどに豊かな「緑」に恵まれ、清冽な湧水を誇りにしてきた。これらの保全と育成とは、次代に対する私たちの“つとめ”であり、本市の将来像のひとつである「緑と水にかがやく明るい健康都市」建設のための主軸ともなっている。

公園事業については、大正13年皇太子御成婚記念事業として、水前寺運動公園を建設したことに始まり、次いで同14年、出水村合併と同時に出水神社庭園を市が借り受けて水前寺公園（現在、出水神社所有管理）とした。更に、同年二十三聯隊跡を大蔵省より借り受けて、花畑公園とし、また、花岡山の登山道路の整備を行うなどしている。

公園が都市計画公園として決定されたのは、昭和31年に鍛冶屋町公園外3カ所が最初であり、翌32年戦災復興土地区画整理地区内の花畑公園外24カ所を追加決定した。その後用地買収、区画整理事業等により、公園用地を確保し、逐次追加して、昭和61年度末で公園・緑地・墓園をあわせて183カ所 591.74haを都市計画決定している。

昭和61年度末での本市の都市公園等の整備状況は、389カ所、315.42haで、これは市民1人当たり5.64㎡の整備水準となっている。また、民有地等の借地による「まちの広場」として97カ所約6.24haを供用している。このほか、この4月2日からは水前寺江津湖公園内の下江津地区に「緑の相談所」を開設し、園芸相談はじめ、さつき展、サボテン展などの催し物を行うなど、緑化をすすめるセンターとしての活動をはじめている。

今後の公園整備計画については、都市公園等整備緊急措置法に基づく、第一次（昭和47～51年度）第二次（昭和51～55年度）及び第三次（昭和56～60年度）都市公園等整備五カ年計画によって整備をすすめてきたが、昭和61年度からは、第四次五カ年計画がスタートしている。これは、第三次五カ年計画に引き続いて、

ア 公園整備の地域的アンバランスを是正し、地域に密着した児童公園、近隣公園などの基幹公園の整備を積極的にすすめること

イ 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進すること。

ウ レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめること

を基本とし、昭和65年度末の住民1人当たりの都市公園の面積を7.4㎡以上とすることを目標にしている。

また、これから緑とオープンスペースの保全と整備を図るための施策を総合的に展開するため、熊本市では国の施策に基づいて「緑のマスタープラン」を策定中である。

国の方針によれば、西暦2000年（昭和75年）を目標に、確保すべき緑地を原則として市街化区域面積に対しておおむね30%以上を標準として設定し、このうち中核をなす都市公園等については、原則として住民1

人当たりおおむね 20.0 m²を確保することを標準として設定する」こととされている。

「緑のマスタープラン」の策定後は、この緑地整備の青写真に基づいて、環境保全のための緑地、レクリエーションのための緑地、防災のための緑地というそれぞれの機能を備えた緑地の整備をすすめ、緑あふれる街をつくりあげていくことになる。

都市公園等の整備状況

(昭 62. 3. 31 現在)

種 別	都 市 計 画 決 定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの (① + ②)			
	計 画 決 定		① 供 用			個所数	面 積	個所数	面 積	1人当面積	
	個所数	面 積	個所数	面 積	供用率						
児 童 公 園	カ所 136	ha 30.43	カ所 128	m ² 293,269	% 96	カ所 206	m ² 131,705	カ所 334	m ² 424,974	m ² 0.76	
近 隣 公 園	16	29.0	7	103,297	36	1	21,303	8	124,600	0.22	
地 区 公 園	3	16.2	2	93,399	58	—	—	2	93,399	0.17	
総 合 公 園	1	56.0	1	526,895	94	—	—	1	526,895	0.94	
運 動 公 園	3	82.2	2	707,300	86	1	91,233	3	798,533	1.43	
特 殊 公 園	風 致 公 園	3	15.5	3	171,859	111	2	11,976	5	183,835	0.33
	歴 史 公 園 等	6	9.0	6	72,154	80	3	72,808	9	144,962	0.25
広 域 公 園	1	126.5	1	453,970	36	—	—	1	453,970	0.81	
緑 地	11	208.61	8	102,430	5	15	122,641	23	225,071	0.40	
墓 園	3	18.3	3	177,979	97	—	—	3	177,979	0.32	
都 市 公 園 計	183	591.74	161	2,702,552	46	228	451,666	389	3,154,218	5.64	
ま ち の 広 場	—	—	—	—	—	97	62,382	97	62,382	0.11	
合 計	183	591.74	161	2,702,552	46	325	514,048	486	3,216,600	5.75	

(注) 供用面積には、都市計画決定区域を越えて供用されている面積を含めている

運動公園の中には熊本県民総合運動公園(583,000 m²)を含めており、広域公園には、水前寺成趣園(61,141 m²)と体育館敷地(36,073 m²)を含めている

市民1人当たり都市公園等面積の推移

年度 区 分 種 別	57			58			59			60			61		
	数	面 積	一人当面積												
利用中の児童公園	264	ha 35.90	m ² 0.67	288	ha 37.70	m ² 0.69	304	ha 39.27	m ² 0.71	319	ha 40.81	m ² 0.73	334	ha 42.50	m ² 0.76
利用中の全公園	312	294.90	5.48	339	299.17	5.50	357	304.91	5.54	373	310.93	5.61	389	315.42	5.64

4 都市開発

(1) 区画整理事業

本市の区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理、翌7年に水前寺区画整理、大江東部区画整理を施行し、これに併行して耕地整理が各所で行われたが戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理の着工を見た。

また市の東部地区においては、市施行による東部第一土地区画整理事業があり、そのほか市内各所において、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ本市では34地区(1,445.5ha)において、計画的な市街地が造成されている。

(昭62.4.1現在)

施行状況

地区名	施行者	法分類	施行面積 ha	認可年月日 昭	減歩率 %	公共用地率 %	施行年度 昭	総事業費 千円	換地処分		備考	
									公年月 告日	処面 分積 ha		
国府第一	組合	条項 3~2	17.3	6. 8.13	18.3	18.8	6~16	47	昭	17.3	完了	
水前寺	"	"	76.1	7. 5.27	29.6	20.9	7~19	174	19. 8.10	76.1	完了	
大江東部	"	"	21.1	7.12.27	31.5	25.4	7~18	43	12. 9.25	21.1	完了	
花岡山	"	"	27.7	10. 6.13	19.9	18.2	10~28	185	26. 2.28	27.7	完了	
戦災復興	市	3~4	(1地区) 84.8	22. 7.19	23.2	40.5	22~59	584297	45.12.26	84.8	完了	
			(2地区) 207.5	23.10.20	23.8	32.4	23~59	1832151	1 工区 49. 3.28	74.4		
									2 "	44. 2.13		73.4
									3 "	48. 9. 8		40.9
									4 "	48. 9. 8		14.8
									5 "	50. 3.27		0.1
									6 "	40. 9.18		3.9
健軍第二	県	3~3	262.9	28. 4. 1	15.0	24.6	28~32	1432	32. 6.20	262.9	完了	
秋津第一	組合	3~2	20.7	32. 7.16	23.1	32.2	32~34	6300	34. 3.25	20.7	完了	
国府第二	"	"	9.9	33. 9.20	21.1	22.6	33~35	10000	35. 5.24	9.9	完了	
城東	共同	3~1	3.2	34. 3. 4	23.7	23.0	34~35	460	35. 3.23	3.2	完了	
東部第一	市	3~3	235.1	35. 4.25	21.9	25.2	35~61	3,375,201	1 工 区 2 工 区 3 工 区 4 工 区 5 工 区 6 工 区 7 工 区	57. 5 42. 6 78. 4 18. 6 31. 9 25. 9	完了	
江津第一	組合	3~2	15.0	36. 9.22	17.0	18.9	36~53	53,884	52. 5.18	15.0	完了	
秋津第二	"	"	121.3	38. 5.21	26.1	24.0	38~58	585,640	1 工 区 2 工 区 3 工 区 4 工 区	29.7 52.2 39.4	完了	
清水	"	"	14.5	39.12. 4	64.8	24.7	39~55	189,919	1 工 区 2 工 区	8.8 5.7	完了	
江津湖団	個人	3~1	15.7	41. 6.28	19.1	26.0	41~42	76,800	42. 7. 6	15.7	完了	
長溝団地	"	"	5.9	42.12. 9	21.1	25.0	42~43	52,930	43. 9.16	5.9	完了	
万石団地	組合	"	3.5	42.12.21	21.5	25.4	42~43	18,004	43. 4.11	3.5	完了	
榎団地	個人	"	2.1	42.12.27	16.3	19.4	42~44	8,434	44. 2. 1	2.1	完了	
託麻団地	"	"	17.5	43. 9. 4	27.5	30.6	43~44	207,000	44. 3.18	17.5	完了	

地区名	施行者	法分類	施行面積	認可年月日	減歩率	公共用地率	施行年度	総事業費	換地処分		備考
									公年月日	処面積	
楠団地	個人	条項 3~1	40.4	44. 3.28	19.5	24.2	44~47	451445	1 47. 5. 27 2 44. 11. 8 3 45. 10. 15	40.4	完了
富ヶ丘	組合	3~2	4.5	44. 9. 3	33.1	32.1	44~45	44750	45. 8.17	4.5	完了
国府第三	"	"	3.5	44. 9.18	28.7	22.2	44~46	25000	46. 6.21	3.5	完了
津ノ浦	個人	3~1	6.5	45. 9.10	26.7	23.2	45~48	200253	48. 3.26	6.5	完了
武蔵ヶ丘	"	"	37.0	45.12.14	23.8	27.3	45~48	660000	48. 5. 2	37.0	完了
烏ヶ江	組合	3~2	4.0	46. 1.26	25.9	20.1	46~52	58807	52. 9.20	4.0	完了
戸島南台	"	"	4.2	46.1. 8	22.4	21.5	46~48	18580	48.12. 1	4.2	完了
出水第二	"	"	9.8	48.10.16	24.8	21.1	48~51	278478	51. 3. 4	9.8	完了
出水第一	"	"	11.9	48.12.14	24.2	25.8	48~52	385377	52.10.28	11.9	完了
水前寺	県	3~3	5.7	53. 9. 9	7.8	58.8	53~63	3069910			
南部第一	組合	3~2	116.9	55. 8.11	27.7	28.6	55~67	9018000			
佐土原	"	"	5.3	58. 8. 4	28.5	24.8	58~63	361100			
城山上代	"	"	13.2	59. 7.24	26.6	22.2	59~63	799063			
戸坂	"	"	6.9	60. 9.20	35.3	25.3	60~64	608000			
田井島	"	"	6.5	60.11.30	29.3	29.0	60~64	528000			
八王寺	"	"	7.4	61. 1.29	30.5	24.7	60~64	536400			

(2) 土地利用転換計画策定事業実施地区

秋津第三地区	転換予定区域	1 1.0 ha (策定済)
健軍町山の神地区	"	1 3.6 ha (")
八王寺地区	"	1 2.3 ha (")
託麻北地区	"	3 0.0 ha (")
島地区	"	1 9.4 ha (")
城山上代地区	"	1 1.2 ha (")
長嶺地区	"	2 0.0 ha (")
龍田地区	"	1 0.0 ha (")
小山地区	"	2 7.0 ha (")
長嶺東地区	"	8 2.0 ha (")

上記地区は、農地が大部分をしめているが、市街化区域内であり、スプロール化されつつあるため、都市的土地利用と暫定的農業的土地利用との調整を図りつつ、計画的市街地の整備及び農業的経営の改善を進める農住型土地利用転換計画策定事業を行っている。このうち城山上代地区は昭和59年7月に、八王寺地区は昭和60年1月にそれぞれ土地区画整理組合が設立し、事業を実施している。また、その他の地区についても事業化に向け推進中である。

(3) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、既成市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、昭和44年に制定された都市再開発法に基づき行われる事業である。

本市では、再開発事業を促進し、土地の高度利用を図るべき地域として、中心市街地、熊本駅周辺、唐人町周辺等をあげている。

(熊本駅前周辺)

本市では、県都熊本の玄関口に相応しい街づくりを促進する必要から昭和57年度、熊本駅前地区16.5ヘクタールを対象とした再開発事業基本計画を作成した。その中の熊本駅前広場の北側に接する春日1丁目13番街区と12番街区の1部については、熊本駅前北地区第1種市街地再開発事業の都市計画決定(昭和61年4月22日)がなされた。この駅前再開発の事業化により、熊本駅周辺のみならず、熊本市全域にわたる再開発事業促進のリーディングプロジェクトとなることが期待される。

熊本駅前北地区第1種市街地再開発事業

ア 再開発地区面積

0.5 ha

イ 権利者構成

土地所有者	借地権者	借家権者	計
17人	8人	12人	37人

ウ 施設及び建築物

① 設計方針

幅員36メートルの都市計画道路を前面道路とし、駅前広場に接し、北と西を市道で囲まれることとなる地区に、駅前としてシンボル性があり、地区コミュニティの中心としてコンベンション機能を充実させた文化的付加価値の高い都市型のホテル(客室数137室)を中核とする施設配置を計画

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
規模	地下2階、地上11階、塔屋1階 2B~1F:機械室、駐車場、店舗、飲食店、ホテルロビー 2F~5F:ホテル宴会場、結婚式場 6F~11F:ホテル客室
総事業費	約59億円
施行期間	昭和61年~64年

② 建ぺい率及び容積率

地目面積	建築敷地面積	建築面積	建築延面積	建ぺい率	容積率
5,142㎡	2,419㎡	1,930㎡	16,892㎡	79.79%	599.55%

(注)容積率対象床面積(駐車場・プロティ等を除いた面積)=14,503㎡

建設

5 河 川

(1) 河川の状況

(昭 62.4.1 現在)

河川名	級 別	川 幅	計画高水位	市 内 流路延長	市 内 流域面積	地 点
白 川	1	216.0 m	7.689 ^m	26.1 km	13.82 km ²	城山半田町(八城橋下)
坪井川	2	25.0	10.579	18.5	34.00	手取本町(厩橋下)
井 芹 川	2	31.5	8.315	7.0	15.00	横手町(四方池橋下)
松尾川	普通〔砂防〕	〔(4.0)〕	—	3.3	2.83	松尾町(皆代橋下)
天明新川	1(準)	〔(15.0)〕(13.4)	(4.480)	9.4(2.45)	13.90(5.74)	八幡町(J R鉄橋下)
加勢川	1	155.0	6.64	15.0	33.58	画図町大字下無田(中ノ瀬橋下)
木部川	1	11.0	—	5.0	2.50	元三町(さかば橋下)
緑 川	1	255.0	6.29	1.7	0.29	緑川橋の土手の堰の下
秋津川	1	49.0	7.326	3.1	6.00	秋津町(野間橋下)
藻器堀川 本 線	1	6.5	8.33	8.6	2.80	水前寺公園鳥居前
保田窪 放水路	1	16.8	24.75		5.30	新南部町(東海大学裏)
木山川	1	55.0	7.300	2.5	0.60	秋津町(間島橋下)
矢形川	1	59.0	7.103	0.8	0.20	秋津町(矢形橋下)
近津川	普通〔砂防〕	〔(6.0)〕	—	3.3	1.60	松尾町大字近津(鹿島神社前)
前 川	(準)	4.0(4.0)	1235(1235)	2.5(0.75)	1.75	花園町(1号橋下)
小山田川	普 通	〔(2.0)〕	—	2.5	2.00	麴川合流点
麴 川	2〔砂防〕	10.4	9.303	3.0	3.10	島崎町(麴川1号橋下)
健軍川	1	11.6	7.50	11.0	14.60	神水本町(第2湖東橋下)
万石川	2〔砂防〕	9.4	15.986	1.8	1.91	清水亀井町(清水橋下)
鶯 川	1	〔(4.2)〕	—	1.5	1.58	東野4丁目(鶯2号橋下)
荒谷川	普通〔砂防〕	〔(3.5)〕	—	3.1	1.65	松尾川合流点
平 川	普通〔砂防〕	9.0	6.560	1.5	1.50	井芹川合流点
谷尾崎川	(準)〔砂防〕	〔(6.3)〕(11.2)	3.500	3.4(0.95)	2.50	井芹川合流点
成道寺川	普 通	〔(3.8)〕	—	2.48	1.37	井芹川合流点
泥 川	普 通	〔(5.5)〕	—	2.35	2.30	坪井6丁目(熊本中央自動車学校前)
兎谷川	2〔砂防〕	5.0	19.671	1.65	1.70	清水町大字万石(万石2号橋下)

(注) ()は準用河川指定区域〔 () 〕は現況幅員()は砂防指定区域

(2) 特別排水路

市民から都市排水について問題提起が多いことから、昭和51年度に行った市域(市街化区域)の現況調査資料をもとに、都市小河川(1、2級河川)、準用河川、都市下水道および農業用排水路以外の排水施設として、新たに「特別排水路整備事業」を推進している。

特別排水路整備事業は、現在そのまま放置できないかなり広範囲な排水不良地区を対象として昭和52年度から整備を行っているものである。

ア 対象水路 花園、託麻、帯山、坪井、上熊本、長嶺、日向崎、高江、佐土原、春日、壺川、新大江、楡木、麻生田、田井島(水前寺、東水前寺、田迎)[渡鹿、龍田]計20本

()は整備未着手、〔 () 〕は完了済を示す

イ 整備状況 (昭 62.3.31 現在)

区 分	全 体 計 画	整 備 済	進 捗 率
延 長 (m)	40,060	21,706	54.1%
事 業 費 (千円)	8,431,356	3,495,431	

(1) 事業計画 事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年4月1日
 完工年月日 昭和68年3月31日
 排除方式 合流式、分流式

(昭62.3.31現在)

区 分	認 可 (A)	実 施 済 (B)	進 捗 率 B/A (%)	
総 事 業	処 理 面 積 (ha)	5,256	3,113	59.2
	処 理 人 口 (人)	344,500	257,500	74.7
	管 き ょ 延 長 (m)	2,197,300	725,600	33.0
	汚 水 ポ ン プ 場 (カ所)	20	14	70.0
	雨 水 " (")	5	4	80.0
	終 末 処 理 場	5	4	80.0
	事 業 費 (千円)	177,528,821	89,374,278	
	国 庫 補 助 (")	74,106,479	31,847,704	
	県 費 補 助 (")	0	0	
	市 費 そ の 他 (")	12,421,422	7,560,054	
	市 債 (")	91,000,920	49,966,520	
蓮 台 寺 処 理 区 (城 東 花 園 城 山 春 竹 処 理 分 区)	処 理 面 積 (ha)	1,353	1,157	85.5
	処 理 人 口 (人)	93,400	100,800	107.9
	管 き ょ 延 長 (m)	377,900	272,600	72.1
	中 継 ポ ン プ 場 (カ所)	3	3	100
	雨 水 " (")	4	4	100
秋 津 処 理 区 (東 町 健 軍 水 前 寺 画 図 処 理 分 区)	処 理 面 積 (ha)	2,615	1,731	66.2
	処 理 人 口 (人)	167,300	143,300	85.7
	管 き ょ 延 長 (m)	1,156,400	393,600	34.0
	中 継 ポ ン プ 場 (カ所)	13	9	69.2
	雨 水 " (")	—	—	—
川 尻 処 理 区 (春 竹 近 見 処 理 分 区)	処 理 面 積 (ha)	631	188	29.8
	処 理 人 口 (人)	38,400	9,700	25.3
	管 き ょ 延 長 (m)	255,200	42,900	16.8
	中 継 ポ ン プ 場 (カ所)	3	2	66.7
	雨 水 " (")	1	0	0
小 島 処 理 区 (花 園 城 山 処 理 分 区)	処 理 面 積 (ha)	117	0	0
	処 理 人 口 (人)	7,000	0	0
	管 き ょ 延 長 (m)	87,200	0	0
	中 継 ポ ン プ 場 (カ所)	—	—	—
	雨 水 " (")	—	—	—
武 蔵 ケ 丘 団 地 処 理 区 (市 域 分 の み)	処 理 面 積 (ha)	37	37	100
	処 理 人 口 (人)	6,600	3,700	56.1
	管 き ょ 延 長 (m)	13,200	13,200	100
	中 継 ポ ン プ 場 (カ所)	—	—	—
	雨 水 " (")	—	—	—
北 部 流 域 関 連 処 理 区 (堀 川 浦 田 清 水 処 理 分 区)	処 理 面 積 (ha)	503	0	0
	処 理 人 口 (人)	31,800	0	0
	管 き ょ 延 長 (m)	307,400	3,300	1.1
	中 継 ポ ン プ 場 (カ所)	1	0	0
	雨 水 " (")	—	—	—

行政区域人口に対する進捗率 (昭62.3.31現在)

行政区域人口	処 理 人 口	進 捗 率
549,904 人	257,500 人	46.8 %

(2) 下水道使用料

(昭和59年 3月28日改定)
(昭和59年 4月 1日実施)

種 類		使 用 料					
		基本料金	従 量 料 金				
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段
水道水による汚水	一般家庭用及び営業用汚水(公衆浴場用汚水を除く)	8 m ³ 以下 150円	9 m ³ 以上10 m ³ 以下 1 m ³ につき20円	11 m ³ 以上20 m ³ 以下 1 m ³ につき25円	21 m ³ 以上50 m ³ 以下 1 m ³ につき30円	51 m ³ 以上200 m ³ 以下 1 m ³ につき35円	201 m ³ 以上 1 m ³ につき40円
	公衆浴場用汚水	1 m ³ につき 5円					
水道水以外の水による汚水	一般家庭用汚水	1世帯につき 150円					
	営業用汚水(公衆浴場用汚水を除く)	2,000 m ³ 以下 1 m ³ につき 15円					
		2,001 m ³ 以上5,000 m ³ 以下 1 m ³ につき 30円					
		5,001 m ³ 以上 1 m ³ につき 40円					
公衆浴場用汚水	1 m ³ につき 5円						

(注) 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう

小規模下水道使用料

種 類		使 用 料					
		基本料金	従 量 料 金				
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段
江津湖団地	水道水による汚水	8 m ³ 以下 100円	9 m ³ 以上10 m ³ 以下 1 m ³ につき10円	11 m ³ 以上20 m ³ 以下 1 m ³ につき15円	21 m ³ 以上50 m ³ 以下 1 m ³ につき20円	51 m ³ 以上200 m ³ 以下 1 m ³ につき25円	201 m ³ 以上 30円
	水道水以外の水による汚水	一般家庭用汚水	1世帯につき 100円				
		営業用汚水	2,000 m ³ 以下1 m ³ につき			10円	
			2,001 m ³ 以上5,000 m ³ 以下1 m ³ につき			20円	
5,001 m ³ 以上1 m ³ につき		30円					
楠団地	水道水による汚水	熊本市下水道条例別表の規定中水道水による汚水に係る使用料の規定の例により算定した額					
	水道水以外の水による汚水	熊本市下水道条例別表の規定中水道水以外の水による汚水に係る使用料の規定の例により算定した額					

徴収方法 水道水……水道局へ調定金額の9%で徴収委託(61年度委託料77,935,662円)
井戸水……株式会社肥後集金センターへ収納した納入通知書1件当たり105円50銭で徴収委託(61年度委託料1,403,629円)

(3) 受益者負担金 (昭和50年12月19日条例公布)
(昭和51年8月1日賦課開始)

受益者の負担金額 $\frac{\text{末端管きよ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$

単位負担金額 1㎡当たり200円

徴収方法 原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、3年間の12回分割

(4) 水洗便所普及状況及び貸付金

種別 年度	処理人口	処理戸数 (世帯)	水洗便所設置 戸数	水洗便所人口	普及率(%)
57	206,000	58,855	49,734	174,070	92.8
58	217,800	62,923	53,711	185,602	
59	231,400	67,695	59,677	202,605	
60	238,700	73,660	69,334	220,072	
61	257,500	80,256	75,962	238,962	

貸付金額 1戸につき 195,000円以内

貸付期間 30ヵ月

返還方法 無利子、30ヵ月以内の月賦均等償還

貸付条件 ○市内居住者

○返済能力のあるもの

○市税を滞納していないもの

○保証人1人

貸付金 (昭43.1貸付開始)

種別 年度	貸付個所数	金額
42~57	22,185カ所	2,108,888千円
58	1,249	217,759
59	1,613	235,787
60	2,251	273,590
61	2,015	245,304
計	29,313	3,081,328

(5) 終末処理場

処理場名	種別	処理面積	処理人口	敷地面積	処理能力水量 (日最大)	処理方式
蓮台寺下水処理場	計画	1,353 ^{ha}	93,400 ^人	93,900 ^{m²}	145,800 ^{m³/日}	標準活性汚泥法
	実績	1,157	100,800	93,900	145,800	〃
秋津下水処理場	計画	2,615	167,300	120,400	152,000	〃
	実績	1,731	143,300	120,400	70,000	〃
川尻下水処理場	計画	631	38,400	123,000	41,300	〃
	実績	188	9,700	123,000	13,900	〃
小島下水処理場	計画	117	7,000	115,700	5,300	〃
	実績	0	0	115,700	0	〃
武蔵ヶ丘団地 下水処理場	計画	63(内市分37)	12,000(内市分6,600)	4,000	3,000	〃
	実績	63(内市分37)	8,300(内市分3,700)	4,000	3,000	〃
北部流域関連 処理場	計画	503	31,800	—	—	—
	実績	—	—	—	—	—

名称 蓮台寺下水処理場
所在地 熊本市蓮台寺町920番地
建設年月日 昭39.9～62.3(昭43.1.6運転開始)
建設費 総額 12,050,040千円

秋津下水処理場
熊本市秋津町秋田534番地
昭45.8～62.3(昭47.1.2.1運転開始)
総額 12,842,232千円

名称 川尻下水処理場
所在地 熊本市元三町1230番地
建設年月日 昭56.4～62.3(昭62.4.1運転開始)
建設費 総額 9,918,774千円

武蔵ヶ丘団地地下水処理場
菊池郡菊陽町津久礼3951番地4
昭46～62.3(昭48.4.5運転開始)
総額 22,019,910千円

(6) 都市下水路

水路名	延長	排水面積	備考
高橋下水路	779 ^m	159 ^{ha}	33～35年度 事業完了
旧井芹川	918	41	35～37 〃
春日	1,317	63	34～37 〃
秋津	1,463	85	38～41 〃
帯山	1,474	76	39～41 〃
出水	1,370	41	42～46 〃
段山	467	38	45～48 〃
新南部	668	43	46～48 〃
山ノ下	1,058	57	48～56 〃
湖東	983	77	47～56 〃
秋津	2,410	228	50～56 〃
竜田	830	95	55～62 事業実施中
月出	2,000	81	55～65 〃
上熊本	930	110	57～62 〃

(7) 共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

ア 条件

- 設置場所が公共ますから15m以上離れていること
- 利用可能戸数が2戸以上あり、設置後全部が水洗化するもの
- 土地所有者が設置に同意していること
- 布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ 助成状況(昭和47年度助成開始)

年度	種別	申請件数	助成金額
57		12件	2,146,700円
58		33	8,735,700
59		68	20,068,800
60		78	22,606,600
61		74	24,885,300

7 市 営 住 宅

(1) 住宅建設状況

ア 総括

年度	種別	1 種	2 種	特定目的	合 計
20～57		4,056 (3,239)	3,703 (2,921)	1,439 (1,353)	9,198 (7,513)
58		118 (118)	114 (114)	0 (0)	232 (232)
59		105 (105)	221 (221)	73 (73)	399 (399)
60		120 (120)	107 (107)	28 (28)	255 (255)
61		160 (160)	135 (135)	10 (10)	305 (305)
計		4,559 (3,742)	4,280 (3,498)	1,550 (1,464)	10,389 (8,704)

(注) ()の数字は管理戸数を示す

イ 第1種住宅

年度 \ 種別	木 造		中層耐火		簡耐平家		簡耐2階		計		申込者	倍率 (平均)
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理		
20~57	855	177	2,340	2,337	582	462	279	263	4,056	3,239	37,526	
58			118	118					118	118	207	1.75
59			105	105					105	105	120	1.14
60			120	120					120	120	140	1.17
61			160	160					160	160	194	1.21
計	855	177	2,843	2,840	582	462	279	263	4,559	3,742		

ウ 第2種住宅

年度 \ 種別	木 造		中層耐火		簡耐平家		簡耐2階		計		申込者	倍率 (平均)
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理		
20~57	1,240	518	1,456	1,456	697	637	310	310	3,703	2,921	21,593	
58			114	114					114	114	259	2.27
59			221	221					221	221	504	2.28
60			107	107					107	107	554	5.18
61			135	135					135	135	611	4.53
計	1,240	518	2,033	2,033	697	637	310	310	4,280	3,498		

エ 特定目的

年度 \ 種別	木 造	中層耐火	簡耐平家	簡耐2階	計
20~57	58	1,192	79	24	1,353
58					0
59		73			73
60		28			28
61		10			10
計	58	1,303	79	24	1,464

(注) 改良住宅を含む

建設

(2) 団地別管理戸数

ア 第1・第2種住宅

(昭62.4.1現在)

団地名	所在地	建設年度	第1種					小計	第2種					小計	家賃		
			木造	中層	簡耐平	簡耐二	その他		木造	中層	簡耐平	簡耐二	その他		1種	2種	
			計	計	計	計	計		計	計	計	計	計		計	計	
東本町	東本町8~10	49~52		108				108		20				20	128	16,500~19,000	17,700
出水原	水前寺公園875~888	27~31		114		37	8	159						159	5,600~7,600		
菅原	菅原町4-5、10-1	32~35		90				90						90	7,600		
渡鹿	渡鹿4丁目16・17、7丁目3-1・4-1	30~31	12		24			36		6	16		22	58	5,400~5,700	3,000	
本荘	本荘5丁目227-1	36~37		48				48						48	8,800~8,900		
団子原	島崎5丁目25	53~54		12				12		54			54	66	27,500	19,400~20,000	
荒尾	島崎7丁目1483~1523	33	9		16			25	20				20	45	5,400~5,600	3,400	
石神(ア)	島崎3丁目80-1	29					16	16									
宮内	段山本町52	30							1				1	1		3,300	
花園上の原	花園5丁目890	28							60				60	60		3,200	
峠	花園6丁目1049~1092	28~33	19		12	10		41	114				114	155	5,300~6,300	3,200	
中尾	花園6丁目1160	41~42								20			20	20		5,100~5,600	
池田上ノ原	池田2丁目940~943	29							37				37	37		3,200	
上岩迫	池田2丁目1210	31	14					14	15	16			31	45	5,400	3,000~3,400	
山の下	池田2丁目15~57	32~33							28	57			85	85		3,000~3,600	
井場の下	池田2丁目999~1071	36	11					11		32			32	43	6,100	3,800	
黒髪	黒髪4丁目362	28							36				36	36		3,200	
半田	城山半田町17	41~42								54			54	54		4,600~5,300	
八幡	八幡町510	51~52		54				54		76			76	130	23,500	16,700~18,700	
笹	御幸笹田町1789	53~54								60			60	60		19,400~20,000	
高橋	高橋町262~269	30							6				6	6		3,300	
帯山	帯山1丁目37	59								56			56	56		27,800	
拝聖庵	清水町大字万石1~29	29	15					15	50				50	65	5,300	3,200	
万石	清水町大字万石279~325	32~33	36		21			57					57	57	5,400~5,600		
亀井	清水亀井町764	35	15		20			35	12				12	47	5,700	3,600	
高平	清水町大字高平391	38~41		96		78		174					174	174	7,200~8,200		
新地	清水町大字新地1917	37~48	46		238	24		308	61	4,253	48		366	674	6,100~7,400	4,100~9,500	
北上	上南部町1279	39~42			18			18	16	26			42	60	6,600	4,300~4,700	
託麻	西原2丁目4-1・新南部町33	41~43		72	84	12		168		108	60		168	336	6,900~9,900	4,900~7,000	
弓削	龍田町弓削591~593	28							6				6	6		3,200	
堂の前	龍田町上立田912-5	36							56				56	56		4,200	
楠	楠1丁目~5丁目	43~47		572	29	78		679		306	65	186	557	1,236	8,500~11,300	6,400~9,200	
東町	東町2-17	48		150				150		60			60	210	12,000	9,500	
武蔵ヶ丘	武蔵ヶ丘2丁目40	48		80				80					80	80	14,500~15,500		
野越	南高江町2233	49~52		280				280		158			158	438	19,100~23,500	14,600~17,700	
長嶺	長嶺町2178	50~51		150				150		120			120	270	20,500	14,600~15,500	
琴平	琴平町4	53		30				30		55			55	85	27,800	20,900	
長嶺西	長嶺町2331	53		60				60					60	60	27,500		
横林	高江町1250-30	54								55			55	55		21,000	
栗ノ内	高江町1339	54		130				130		40			40	170	28,000	21,000	
大窪	清水町大字大窪261	55~56		60				60		90			90	150	30,000	22,000	
野田	野田町331-1	55~56		60				60		79			79	139	30,000	22,000	
田迎	田迎町大字出仲間733	55~56								78			78	78		22,000	
尾ノ上	尾ノ上1丁目29、19	56~57		55				55		55			55	110	32,000	24,000	
小島	小島下町531	56~57		20				20		40			40	60	32,000	24,000	
上ノ窪	龍田町弓削1602	56~57		25				25		69			69	94	32,000	24,000	
上ノ郷	上ノ郷町471	57		56				56		20			20	76	32,000	24,000	
新南部	新南部町512	57		15				15		17			17	32	32,000	24,000	
戸島	戸島町3173、3178	57~58		45				45		90			90	135	34,000	26,000	
城南	南高江町2737	57~58		15				15		24			24	39	34,000	26,000	
大江	大江4丁目15-37	58		20				20					20	37,000			
東尾ノ上	尾ノ上2丁目24	58		38				38					38	37,000			
下南部	下南部町48	58~59		105				105		165			165	270	33,400~33,700	25,000	
東町桜	東町4-5	59~60		100				100		90			90	190	39,000~39,400	29,500~30,000	
佐土原	健軍町4175-1	59		20				20		17			17	37	39,000	29,000	
日吉	南高江町2737	59		50				50		40			40	90	39,000	29,000	
薄場	薄場町510	60		30				30		20			20	50	36,800	28,000	
月出	健軍町2484-60	60		80				80		75			75	155	39,400	30,000	
計				177	2,840	462	239	24	3,742	518	2,033	637	310	3,498	7,240		

イ 特定目的住宅(第2種住宅)

団地名	所在地	建設年度	構造別					特定目的内訳							家賃		
			木造	中層	簡耐平	簡耐二	計	引揚者	低家賃	母子	改良	身障	老人	地城改善向			
峠	花園6丁目1049-1	28	18				18	18								460	円
井場の下	池田2丁目1037	38	15				15		10	5						1,165~2,330	
新町	新町4丁目9-2	42		24			24		24							1,200	
半田	城山半田町17	41~42			32		32		28	4						1,100~2,600	
高橋	高橋町220	25~36	10				10	6	4							400~1,000	
新地	清水町大字新地1917	38~48	15	46	31		92		56	18		10	8			950~7,800	
若葉	若葉2丁目55	37~40		159			159				159					1,200	
栄	栄町19~21 若葉3丁目7-16、7-22	38~42		162			162				162					1,200	
宇留毛	黒髪6丁目511	44~45		80			80				80					2,200	
楠	楠1丁目~5丁目	43~46		40	16	24	80		45	15		10	10			1,900~5,100	
川鶴	大江町官有無番地	47		80			80				80					4,000	
尾ノ上	尾ノ上1丁目1944	48		80			80		20	60						4,200	
野越	南高江町2233	49~52		82			82		38	9		18	17			6,500~14,000	
本山	本山町官有無番地	50		30			30				30					5,000~8,000	
長嶺	長嶺町2178	50~51		30			30		14	5		6	5			7,000~13,800	
南熊本	南熊本1丁目9	52		21			21							21		8,000	
本荘東	本荘2丁目6	52		61			61							61		8,000	
琴平	琴平本町4	53		36			36		20	5		6	5			10,000~20,000	
二本木	二本木4丁目1	53		42			42				42					14,000	
九品寺第1	九品寺5丁目10	54		50			50							50		8,000	
九品寺第2	九品寺5丁目14	54~59		90			90							90		8,000	
栗ノ内	高江町1339	54		30			30		9	9		6	6			10,500~21,000	
野田	野田町331-1	55~56		11			11			2		7	2			22,000	
萩原	萩原町9	56~57		50			50							50		8,000	
上ノ窪	龍田町弓削1602	56~57		25			25			9		10	6			12,000~24,000	
新南部	新南部町512	57		18			18			6		6	6			24,000	
下南部	下南部町48	58		18			18			5		7	6			25,000	
佐土原	健軍町4175-1	59		18			18			6		6	6			29,000	
東町桜	東町4-5	60		10			10			2		3	5			29,500	
月出	健軍町2484-60	60		10			10			2		3	5			30,000	
計			58	1303	79	24	1464	24	268	102	613	98	87	272			

(3) 住宅使用料

ア 種別最高最低一覽

(単位 円)

種別	木造		中層耐火		簡耐平家		簡耐2階	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
第1種	6,600	5,300	39,400	5,600	8,500	5,600	9,800	6,300
第2種	4,500	3,200	30,000	7,900	6,400	3,000	7,400	5,100
特定目的	2,330	400	30,000	1,200	3,700	950	4,600	2,300

イ 入居者の基準収入及び割増賃料

(単位 円)

種別	区分	基準収入	収入超過基準額	割増賃料の率
第1種		100,000を超え162,000以下	162,000を超え204,000以下	0.2倍
			204,000を超える場合	0.4
第2種		100,000以下	100,000を超え162,000以下	0.3
			162,000を超え204,000以下	0.5
			204,000を超える場合	0.8

ウ 収納状況

(昭和61年度)

種別	区分	調定額	収入済額	未収額	収納率
第1種		730,471,385円	707,145,895円	23,325,490円	96.80%
第2種		544,348,810	511,684,740	32,664,070	93.99
特定目的		118,449,672	108,070,582	10,379,090	91.23
計		1,393,269,867	1,326,901,217	66,368,650	95.23
過年度		129,363,000	36,799,115	90,845,635	28.44
合計		1,522,632,867	1,363,700,332	157,214,285	89.56

家賃の収納率向上のため61年度より徴収員3名を雇い収納率アップにつとめている。また悪質な滞納者に対しては法的措置(支払命令・明渡訴訟)をとっている。

8 住宅協会

名称 財団法人熊本市住宅協会

設立年月日 昭和31年7月5日

目的 住宅協会は、市内の住宅困窮者に対して必要な住宅を建設供給し、住宅不足の緩和に努め、市民生活の向上発展に貢献することを目的とする

事業 住宅及び附属厚生施設の建設並びに賃貸又は分譲住宅等の建設に必要な土地の取得、造成又は分譲住宅及び宅地に関する調査研究並びに啓発
その他必要と認められる事業

役員 理事長 市長

(昭62.6.1現在) 副理事長 助役、建設局長

常務理事 管理部長

理事 市議会議員 5名

建設局付参事、都市局長、都市局付参事、総務部長、土木部長、計画部長、開発部長、下水道部長

監事 収入役、総務局長

基本金 1,000千円(市出資金)

資金は市の損失補償を得て市中銀行より借入している

利率 年7.5%以内

事業実施状況 賃貸住宅の建設(管理戸数192戸)、分譲住宅の建設(建設戸数1,003戸)を始めとして、宅地分譲等を行っている

9 道 路

(1) 市域内道路

(昭62.4.1現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
国 道	47,632 ^m	982,231 ^{m²}	0 ^m	0 ^{m²}	47,632 ^m	982,231 ^{m²}	100 %	100 %
国の管理	41,255	867,218	0	0	41,255	867,218	100	100
県の管理	6,377	115,013	0	0	6,377	115,013	100	100
県 道	158,444	1,644,450	207	2,482	158,651	1,646,932	99.86	99.84
主要地方道	44,132	688,007	0	0	44,132	688,007	100	100
一般県道	114,312	956,443	207	2,482	114,519	958,925	99.81	99.74
市 道	1,417,831	5,693,663	363,053	582,168	1,780,884	6,275,831	79.61	90.72
道 路	1,408,509	5,635,692	363,053	582,168	1,771,562	6,217,860	79.50	90.63
橋 梁	9,322	57,971	0	0	9,322	57,971	100	100

(注) 61年度末現在における認定供用開始分 面積は車道面積

(2) 市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道3号線を縦軸に、57号線を横軸として387号線、445号線並びに県道34路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数7,346本、総延長1,780,884mの市道が市内を網羅している。

市道の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、それぞれ100%、99.86%と、そのほとんどが舗装されているが、市道についても延長率で79.61%、面積率で90.72%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく所存である。

また、私道等についても、昭和52年度から私道等整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長 累 計
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	
57	1,212,898 ^m	5,035,259 ^{m²}	505,654 ^m	1,519,637 ^{m²}	1,718,552 ^m	6,554,896 ^{m²}	70.56 %	76.81 %	1,265,741 ^m
58	1,242,247	5,264,164	480,593	1,325,170	1,722,840	6,589,334	72.10	79.89	1,302,254
59	1,272,328	5,263,412	468,358	1,414,957	1,740,686	6,678,369	73.09	78.81	1,350,333
60	1,285,340	5,315,968	459,440	1,381,086	1,744,780	6,697,054	73.66	79.37	1,370,853
61	1,417,831	5,693,663	363,053	582,168	1,780,884	6,275,831	79.61	90.72	1,448,767

(注) 面積は車道面積

ウ 幅員別

(昭62.4.1現在)

種別\幅員	8.5 m以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延長(m)	125,737.4	121,577.2	501,868.6	721,152.5	226,413.0	74,871.6	1,771,620.3
面積(m ²)	1,694,489	900,161	2,721,990	2,585,888	454,730	74,101	8,431,359

(注) 面積は道路部面積 橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

区分\年度	59			60			61		
	本数	延長	面積	本数	延長	面積	本数	延長	面積
認定	88	17,080 ^m	99,802.02 ^{m²}	53	7,744.5 ^m	38,067.51 ^{m²}	95	14,126.6 ^m	77,156.4 ^{m²}
廃止	26	9,770.2	27,626.93	21	3,586.1	10,889.57	16	4,952.4	39,825.5
路線の 変更	変更前	28	13,027.9 ^g	15	3,994.4	12,278.19	9	4,048.8	10,344.5
	変更後		10,061		57,003.90			3,002.0	

(注) 認定供用開始分

オ 市道認定基準

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路(以下「認定対象道路」という。)は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、第5号に該当する場合を除き、その一端は常に法第3条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ、認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7m以上の幅員を有すること
- ② 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合には、その幅員は、3.6m以上あれば足りるものとする
- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる
- ④ 認定対象道路が階段道路である場合には、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること
- ⑤ 認定対象道路が袋路道路である場合には、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること
 - (ア) 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの
 - (イ) 道路の延長が、70m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用するおおむね10戸以上の集落が存在すること

カ 私道等の整備補助(昭52.4.10施行、昭59.4.1改正)

市道認定基準に合致しない私道等の整備(舗装新設工事、側溝等排水施設新設工事及び防護柵工事)を行う者に対して補助金を交付し、もって住民の生活環境の改善を図る。

- ① 交付対象
 - (ア) 現に一般交通の用に供されていること
 - (イ) 幅員が2m以上あること。ただし市長が特に認めたものについては1.5m以上とする
 - (ウ) 道路に接する家屋の戸数が5戸以上あり、かつ道路に接する土地が相当数以上の所有者により所有されていること

ただし、両端が公道に接続した地域内の道路で、当該地域団体の費用によって施行されるもののうち

- 市長が特に認めるものについては、この限りでない
- (イ) 道路敷地のすべての地権者の文書による承諾を得ていること
 - (ロ) 家屋の連たん後3年以上経過していること
- ② 補助金の額
- 市長が定める補助基準により算出した工事費に70%（里道等その敷地が公有地であるものについては85%）を乗じて得た額
- ただし、その額が200万円を超えるときは200万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない

整備補助状況

年度	件数	側溝延長	舗装面積	防護柵	補助額
59	65	2,745.8 m	15,180 m ²	19.0 m	54,796千円
60	78	2,482.7	21,955	30.5	69,786
61	64	3,012.5	14,919	49.6	59,471

キ 道路管理状況

業務の内容		年度		
		59	60	61
一般管理	道路境界立合	1,349 件	1,336 件	1,604 件
	道路境界承認	154	166	200
	市道の証明	99	72	98
	道路工事承認(24条)	165	207	128
	公有土地許可申請	122	137	117
	開発行為の同意	89	116	97
	道路の認定廃止	142	89	120
	計	2,120	2,123	2,364
占用関係	占用許可申請	1,253	1,124	1,215
	占用料金の徴収	816 (37,109,731円)	1,094 (86,319,865円)	1,013 (134,339,834円)
	道路掘削許可	3,222	3,396	3,453
	道路交通制限	2,956	2,854	2,965
	計	8,247	8,468	8,646

10 橋 梁

(昭62.4.1現在)

橋梁別	区分 橋長別	橋 数	橋 長	橋 面 積	橋 齡 別 現 況			現 況 別 橋 数		
					15年 未 満	15年以上 25年未 満	25年 以 上	自 動 車 通 行 不 能	荷 重 制 限	安 全
鋼 橋	100m以上	9	1,220.8 ^m	10,296 ^{m²}	2	2	5			9
	30m以上～100m未 満	5	203.1	1,290	4	1				5
	15m以上～ 30m未 満	20	418.3	2,215	13	7				20
	15m未 満	19	165.1	663	5	10	4	2		17
	計	53	2,007.3	14,464	24	20	9	2		51
コ ン ク リ ー ト 橋	100m以上	2	253.9	2,737	1	1				2
	30m以上～100m未 満	29	1,423.6	8,861	18	5	6			29
	15m以上～ 30m未 満	25	546.4	4,194	11	8	6			25
	15m未 満	1,134	4,564.8	25,990	396	407	331	75	16	1,043
	計	1,190	6,788.7	41,782	426	421	343	75	16	1,099
鋼橋と コン ク リ ー ト 橋 の 混 合 橋	100m以上									
	30m以上～100m未 満									
	15m以上～ 30m未 満	1	15.2	229	1					1
	15m未 満									
	計	1	15.2	229	1					1
木 橋	100m以上	1	107.0	268	1			1		
	30m以上～100m未 満	3	178.6	540	1	2		3		
	15m以上～ 30m未 満									
	15m未 満	15	88.0	203	12	2	1	12		3
	計	19	373.6	1,011	14	4	1	16		3
石 橋	100m以上									
	30m以上～100m未 満									
	15m以上～ 30m未 満	1	21.2	153			1		1	
	15m未 満	42	114.7	323		2	40	26	2	14
	計	43	135.9	476		2	41	26	3	14
鋼石 橋 又 は コ ン ク リ ー ト 橋 と の 混 合 橋 又 は 石 橋 と の 混 合 橋	100m以上									
	30m以上～100m未 満									
	15m以上～ 30m未 満									
	15m未 満	1	2.1	9			1		1	
	計	1	2.1	9			1		1	
合 計	100m以上	12	1,581.7	13,301	4	3	5	1		11
	30m以上～100m未 満	37	1,805.3	10,691	23	8	6	3		34
	15m以上～ 30m未 満	47	1,001.1	6,791	25	15	7		1	46
	15m未 満	1,211	4,934.7	27,188	413	421	377	115	19	1,077
	計	1,307	9,322.8	57,971	465	447	395	119	20	1,168